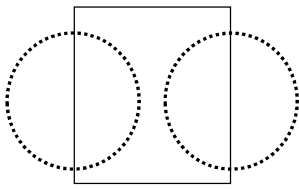


# 商標權使用許諾契約書

甲 ●●

乙 ●●

令和●年●月●日



許諾者である●●（以下「甲」という）と使用者である●●（以下「乙」という）は、以下のとおり商標権使用許諾契約を締結する。

## 第1条（定義）

契約で使用する主な用語の定義は以下のとおりとする。

- ① 「本件商標」とは、次に掲げる商標権をいう。

商標名	●●
登録番号	●●—●●●●●●

- ② 「本製品」とは、その時点における本件商標に属する製品をいう。
- ③ 「純販売価格」とは、本製品についての乙又は乙の再実施権者の総販売価格から、輸送量、保険料、梱包量、租税公課を控除した金額をいう。

## 第2条（目的）

本契約は、甲が乙へ、第1条に規定する商標権の利用を許諾するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第3条（許諾内容）

甲は乙へ、許諾する商標権について本契約に定める全ての条項を遵守することを条件に利用することを許諾する。

- 甲は乙へ、本件商標の使用許諾権を●●の地域において、(独占的 or 非独占的) に許諾する。
- 乙は、本契約の範囲内でのみ商標権を利用することができる。ただし、甲から承諾を得た場合にはこの限りではない。

## 第4条（再使用許諾の制限）

乙は、甲より許諾を得た権利及び許諾の実施の全部又は一部を、甲の事前の承諾なくして第三者に譲渡、再許諾をしてはならない。

- 甲は、再許諾先に対して本契約において乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- 乙は、再許諾先の業務について、再許諾先と連帯してその責任を負うものとする。

## 第5条（再委託の制限）

乙は事前に書面により甲の承諾を得た場合に限り、本契約に基づく本製品の製造の全部又は一部を第三者に対し、再委託することができる。

- 甲は、再委託先に対して本契約において乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- 乙は、再委託先の業務について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

## 第6条（権利の帰属）

本件商標の使用に際して乙に関連する商標権が発生する場合、当該商標権の発生と同時に全ての商標権は、甲に帰属するものとする。但し乙が本契約以前に保有する諸権利を除くものとする。

## 第7条（許諾料）

乙は甲に対して、対価として令和●年●月●日までに、次に定めるイニシャル・ロイヤリティ及びランニング・ロイヤリティを支払う。なお、支払期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日支払とする。

イニシャル・コスト	金●●円
ランニング・コスト	乙が販売した本製品の純販売価格の●%

- 甲は乙に対し、●●締めにて当月分の許諾料の請求書等を作成し、翌月●日までに乙に提出する。
- 乙は、当月の請求書の金額を翌月末日までに甲が指定する銀行預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日と重複している場合は、翌営業日に支払うこととする。
- 許諾料の額又は支払方法の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議の上で改定することができる。
- 振込手数料は●（甲 or 乙）の負担とする。
- 乙は、債務の弁済を怠った場合、弁済すべき金額に対し年率14.6%（1年を365日とする日割り計算による）の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。

## 第8条（契約上の地位の移転等の禁止）

甲及び乙は、本契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡若しくは移転し又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。ただし、第4条の定めに基づいて本業務の全部又は一部を第三者に再許諾及び第5条の定めに基づいて本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、この限りではない。

## 第9条（資料・情報等）

甲は、必要に応じ本業務に関する資料・マニュアル等（以下、「資料等」という）を乙に貸与する。

- 乙は、甲から貸与された資料等がある場合、本契約の目的以外に使用してはならない。
- 乙は、甲から貸与された資料等を善良なる管理者の注意をもって使用、保管及び管理する。
- 貸与された資料等が不要となった場合及び本契約が終了した場合並びに甲から返還の要請があった場合には、乙は貸与された資料等（複製物も含む）を直ちに甲の指定する方法にて返還しなければならない。

## 第10条（実施報告）

乙は、毎月1回、報告する月の1月前の月に販売した本製品の販売数量、純販売価格及びランニング・ロイヤリティ額を、甲に対し書面にて報告するものとする。

- 乙は、前項の報告事項につき、適正な帳簿を作成し、保管するものとする。

### 第11条（帳簿閲覧）

乙が甲に提出した実施報告書につき、甲において疑義ある場合、甲は乙に対して説明を求め、また、必要に応じ甲が指名し、乙が同意する公認会計士をして前条第2項の関係帳簿の閲覧を乙に求めることができる。

2. 甲は、前項により知り得た乙の秘密事項について第三者に対して漏洩してはならず、本契約の履行に用いるほか、いかなる用途にもこれを利用してはならない。
3. 本条の規定は、本契約の有効期間にかかわらず、各実施報告書の受領後2年間有効とする。

### 第12条（商標表示）

甲の文書による要請があった場合には、乙は、甲の指示に従い、本製品又はその包装に本件商標の表示をしなければならない。

### 第13条（商標の変更の制限）

乙は、本商標の使用に際して、甲の事前の書面による許諾なくして一切の変更を加えてはならず、また、文字、図形、標章の如何を問わず一切の表示を結合してはならない。

### 第14条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれか一つに該当する場合、相手方へ、予めその旨を書面により通知しなければならない。

- ① 法人の名称又は商号の変更
- ② 代表者の変更
- ③ 主たる事業所の所在地又は住所の変更
- ④ 指定口座の変更

### 第15条（甲による表明保証）

甲は、乙へ、本契約締結日において、次に掲げる事項が、真実かつ正確であることを表明し保証する。

- ① 甲が、本契約を締結する正当な権限を有すること及び本契約を適切に履行する能力を有していること
  - ② 本件商標が第三者の商標権等の権利を侵害するものではないこと
2. 甲が前項に反した場合、乙による第19条に定める契約の解除を妨げない。
  3. 甲は、本条第1項のいずれかについて誤認があった場合、速やかに乙へ報告しなければならない。

### 第16条（乙による表明保証）

乙は、甲へ、本契約締結日において、次に掲げる事項が、真実かつ正確であることを表明し保証する。

- ① 乙が、本契約を締結する正当な権限を有すること及び本契約を適切に履行する能力を有していること。

- ② 本製品が第三者の権利を侵害せず、また適用ある法令等又は適切に定められた品質管理基準に沿って安全性及び適法性、商品説明の正確性に十分留意して製造されるものであること。
  - ③ 本製品に関する第三者からの問い合わせは、乙が対応すること。
  - ④ 本製品が甲の名誉・信用を毀損するものでないこと。
  - ⑤ 乙は、本製品の製造に際して、当該製造に関係する乙の委託先第三者がいかなる商標権についても権利主張を一切行わない様に権利処理を行うこと。
2. 乙が前項に反した場合、甲による第18条に定める契約の解除を妨げない。
  3. 乙は、本条第1項のいずれかについて誤認があった場合、速やかに甲へ報告しなければならない。

### 第17条 (立ち入り検査)

甲は、本契約期間中いつでも乙が本製品を製造する工場その他施設又は乙が本製品の製造を委託している第三者の工場その他施設に立ち入り、これを検査することができる。ただし、本項に基づく検査の方法は、乙又は乙の委託先の営業を不当に妨害する態様であってはならない。

### 第18条 (中途解約)

甲及び乙は、相手方に対して1カ月前までに書面で予告することにより、本契約を途中解約できるものとする。ただし、本契約締結日から●カ月が経過するまでは、本項に基づく中途解約はできないものとする。

2. 前項に基づく中途解約が行われる場合、当該中途解約を行った当事者は、相手方に対して違約金として●円を支払う義務を負う。なお、当該違約金の支払いに関する費用は、当該中途解約を行った者の負担とする。
3. 甲が本条第1項に基づく中途解約を行った場合、当該中途解約の日が属する月に係る許諾料は、その全額が発生するものとする。
4. 乙が本条第1項に基づく中途解約を行った場合、当該中途解約の日が属する月に係る許諾料は、発生しないものとする。ただし、当該中途解約により本契約が月末日をもって終了する場合に限り、当該月に係る許諾料は、その全額が発生するものとする。

### 第19条 (契約解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 契約又は個別契約の条項に違反し、相当の期間を定め是正を勧告したにもかかわらず当該期間内に是正を行わないとき
- ② 自ら振り出し、又は裏書した手形、小切手が1通でも不渡りになったとき
- ③ 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けたとき
- ④ 破産、会社更生法の申立、民事再生手続きの申立をし、又はこれらの申立がなされたとき
- ⑤ 解散、合併又は営業の全部、重要な一部の譲渡を決議したとき
- ⑥ 監督官庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき
- ⑦ 財政状態が悪化し、又はその恐れがある相当の事由があるとき

⑧ 前各号に準じる事実が生じたとき

2. 前項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は、他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が被った損害を賠償するものとする。

## 第20条（期限の利益の喪失）

いずれかの当事者に、前条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該当事者は他の当事者に対する期限の利益を失うものとする。

## 第21条（損害賠償）

甲又は乙が、本契約又は個別契約の条項に違反し、相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は損害を被った相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

## 第22条（第三者との紛争）

甲及び乙は、本業務の履行に関連し第三者の権利を侵害し、当該第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決しなければならない。

2. 前項の紛争により当事者の一方に損害が生じた場合、相手方は弁護士費用を含め、当事者の一方に生じた一切の損害を賠償しなければならない。

## 第23条（反社会的勢力の排除）

甲又は乙は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、企業舎弟、右翼標榜団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（以下「反社会的勢力」）と一切関連及び取引等がないことを相手方へて表明及び保証する。

2. 本契約締結後、甲又は乙に関し、次の各号のいずれか一に該当するときは、甲又は乙は本契約及び甲乙間で締結したその他の契約の全部又は一部を無催告解除することが出来るものとする。
  - ① 本条第1項に規定された表明及び保証に虚偽があった場合
  - ② 反社会的勢力との関連性を相手方が認めた場合
  - ③ 甲又は乙又は甲又は乙の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、自らあるいは第三者を利用して相手方へ、暴力的又は威迫的な行為、若しくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行った場合
3. 甲又は乙が前項の規定により本契約及び甲乙間で締結したその他の契約の全部又は一部を無催告解除した場合、帰責事由の存する当事者は、相手方が被った損害、費用及びその他一切の損失について、損害賠償請求することを妨げない。また、前項の規定により無催告解除した当事者は、相手方に本契約解除に伴う損害が発生しても、一切の損害賠償義務を負わない。

## 第24条（守秘義務）

甲及び乙は、形式（書面、口頭、電磁的記録及びその他のあらゆる媒体を含む。）の如何を問わず、履行に関し、相手方から開示若しくは提供され（本契約締結前に開示若しくは提供されたものも含む。）又は自ら知り得た、相手方が所有又は管理する一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、

相手方の書面による事前の承諾なしには、第三者に開示又は漏洩せず、かつ、履行の目的以外に使用しない（以下において秘密情報を開示した当事者を「開示当事者」、秘密情報の開示を受けた当事者を「受領当事者」という。）なお、本契約及び個別契約の存在及び内容については、甲の秘密情報とみなす。

2. 前項に定める守秘義務は、以下の各号のいずれかに該当することを証明できるものについては適用しない。
  - ① 知り得た時点で受領当事者が、以前から開示当事者に対して守秘義務を負うことなく適法に保有していた場合
  - ② 知り得た時点で既に公知となっていた情報又は知り得た後に受領当事者の責によらずして公知となった情報
  - ③ 受領当事者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
  - ④ 受領当事者が秘密情報を利用せず独自に開発した情報
3. 本条第1項の規定にかかわらず、受領当事者は以下の機関から開示が要求された場合には当該開示が要求される範囲の秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は直ちにその旨を開示当事者に法令で許容される範囲で通知し、開示当事者が行う当該開示要求への異議申し立て等の手続に対し協力を要請された場合は、必要な範囲でこれに応じるとともに、秘密情報の秘密性が保持されるよう相当な措置を講じるよう合理的な範囲で協力しなければならない。
  - ① 裁判所
  - ② 政府機関
  - ③ 金融商品取引所
  - ④ その他機関
4. 本条第1項の規定にかかわらず、以下のように受領者は業務上知る必要があり、かつ、本契約を遵守することに同意した者に限って開示者の秘密情報を開示できるものとし、当該被開示者に対して本条と同一の義務を負わせるものとする。
  - ① 弁護士
  - ② 公認会計士
  - ③ 税理士
  - ④ フィナンシャルアドバイザー
  - ⑤ コンサルタント
5. 受領当事者が開示当事者の秘密情報に基づき独自の情報を作成した場合、受領当事者の秘密保持の範囲は当該秘密情報部分のみならず、独自の情報全体に及ぶ。
6. 受領当事者は、本件目的の範囲内に限って秘密情報が記録された資料・印刷物等の文書及び見本・資材並びにそれらの複製物を、秘密情報が本契約の履行に不要になった場合、又は、本契約若しくは個別契約が満了、解除された場合には速やかに（遅くとも当該終了時又は開示当事者の請求時から1カ月以内に。以下本項において同様とする。）開示当事者に返還し、開示当事者が請求した場合には速やかに廃棄（電磁的記録の場合は消去することを含む。）し、当該廃棄を証する書面を開示当事者に提出する。
7. 本条に定める守秘義務及び秘密情報の目的外使用の禁止は、本契約の終了から●年間存続する。

## 第25条（守秘義務教育の実施）

本契約に基づき甲及び乙が本業務を遂行するにあたり、本業務に従事する従業員（甲及び乙の従業員のほか、本業務を甲及び乙が第三者に再許諾並びに再委託した場合の第三者の従業員を含む。以下、「対象従業員等」という。）が相手方の秘密情報（「企業秘密情報」のほか、電気通信事業法第4条に定める「通信の秘密」に属する情報及び個人情報を含む。）に触れ得る立場にあることに鑑み、相手方の秘密情報保護を目的とした適切な教育を本業務遂行以前に対象従業員に対し、施すものとする。

## 第26条（有効期間）

本契約の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの●年間とする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも書面による更新拒絶の意思表示がない場合、本契約は同一条件にて1年間更新され、以後も同様とする。

- 乙は、本契約終了後において本商品の在庫を保有している場合、本契約における自己の義務を順守することを条件として発売期限日である令和●年●月●日以内に限り、当該在庫の販売を継続できるものとする。ただし、第●条に基づく解除の場合はこの限りではない。

## 第27条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

## 第28条（存続条項）

本契約が終了し又は解除された場合においても、第19条（契約解除）、第22条（第三者との紛争）、第23条（反社会的勢力の排除）、第24条（守秘義務）、第27条（協議）、第28条（存続条項）、第29条（準拠法）、第30条（専属的合意管轄）について有効に存続するものとする。

## 第29条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

## 第30条（専属的合意管轄）

甲及び乙は、本契約から生じた紛争について、●●裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。



本契約の成立を証して、本書2通を作成の上、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 ●●

印

乙 ●●

印

上田行政書士事務所